

【平成29年7月現在】 支給要件などが変更される場合があります。念のため、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

**高年齢者、障害者などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！**

# 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等<sup>\*</sup>の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

## <支給額>

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

### 【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円 × 2期 ( 25万円 × 2期 )
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円 × 4期 ( 25万円 × 2期 )
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 ( 33万円 <sup>※</sup> × 3期 ) <small>※第3期の支給額は34万円</small>

### 【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 ( 15万円 × 2期 )
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 ( 15万円 × 2期 )

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下